

史科

徳川時代の道路及道路附屬物史物語

完

渡邊英三郎

符に見出される。

(1) 並木の起原
徳川時代の並木について述べる前に先づ並木の起原とそ
の變遷の跡を眺めて見る。並木に關する最もよい文献は、
照法師奏狀傳、道路百姓來去不絶。樹在其傍足息
疲乏。夏則就其蔭避暑。飢即摘子啖之。伏願城外道
路兩邊栽種菓子樹木者、奉勅依⁽¹⁾奏。

遠く奈良朝の末期近く、天平寶字三年六月（西
七五九年）の官

〔註〕(1)「類聚三代格」

即ち東大寺の普照法師の奏上によつて、畿内七道諸國の驛路の兩側に果樹を植栽せしめたといふのが日本に於ける並木の施設が文献に現はれた最初である。普照法師は天平の初期頃に入唐して歸朝した⁽¹⁾。當時の新知識であるから、それ以前支那に於て設置されてゐた並木の施設が彼によつて輸入されたものであらう。

〔註〕(1)「經濟史研究二ノ五」濱村氏論考

然し上代の並木が支那からの移入であるとしても、それ以前から、當時にかけても、盛んに輸入されつゝあつた或制度などのやうに、單なる先進國に對する模倣ではなく、交

通上の實際の必要に基き、支那の施設を参考として、當時の交通事情に適當するやうに、施設せられたものであることは、古代支那の並木が柳樹や榆等を主とせるのと異り、上代の並木が果樹を植栽したことによつても推測せられる。

旅行者が飢餓を凌ぐために必要な施設がなかつた當時に於いては、單に行路の疲勞を癒やす場所を提供したり、暑熱を避ける樹蔭を作るばかりではなく、旅行者を飢餓

から救ふ方法を講ずる必要も緊切であつたので、並木として果樹が採用せられたであらう。其の頃既に道路上を往来する百姓などが可なり多かつたことは前掲の官符に「道路百姓來去不絶」とあるによつても明かであるが、元來土着して移動の少かるべき百姓が如何にして斯如く頻繁に交通したかといふ事情は、並木設置の守符が發せられた年の二年前、天平寶字元年(七五七年)の勅によつて窺知される。諸國庸調脚夫。事畢歸郷。路遠糧絕。又行路病人無視恤養。頑免飢死。餉口假生。並辛苦途中。遂致横斃。

即ち當時遠近の百姓は、租稅として納付すべき種々の貨物を運搬すべき、運調の脚夫として徵發され、稅物を納付する時期によると、各地からそれを運送して都へ往來したものが、往路に相當の日數を要したために運送を終つての歸途には、携行せる食糧等も盡きる場合があり、また病氣にかゝつても恤救する施設がなく非常に困難な旅を續けた上途中で横死する者等も尠くなかつた様子が窺はれるで

あらう。

普照法師が、果樹を並木に植え行路往還の者の困難を救ふ必要を痛感して、その設置を奏上した直接の動機は、運調の脚夫に徵集された百姓の悲惨な旅行を目撃することにあらう。

それから百六、七十年後に成つた「延喜式」に、

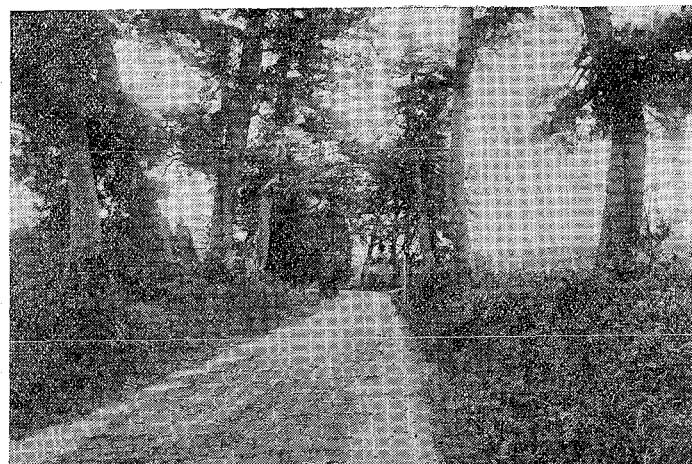
凡諸國驛路の邊に果樹を植え往還の人をして休息を得せしめ、若水無き處には便を量て井を掘らしむ。

とあるから平安朝時代に入つてからも尙果樹を植栽して並木を設置することが續けて行はれることが明かである。單に果樹を植えて並木とせるばかりでなく、などの惡戯から、

飲料水の便のない所には鑿井を設けて旅人の飢渴に苦しむのを救つたらしい。並木として果樹

を採用したことは前記の官符や、勅などに見られるやうな困難な交通實情の下に在つて、確かに適當な施設であつたものと考へられるが、それが實際に如何なる範囲に亘つて実施

されたか、即ち單に驛舎の附近のみに植えられたものか、または一般に道路の兩側へ植えられたものか、又如何なる程度まで旅行者の困難を救ふことが出來たか、そして何時頃まで其の施設が續けられたか等に就いては知るべき資料を見出しえない。



千葉縣印旛郡酒々井町舊並木

見え、大同元年（八〇六年）の六月には、その保護令が發せられてゐる。

是月（六月）令す。路傍の樹木は夏は蔭を垂れて行人の休息に便し、秋は實を結んで旅客食ふ事を得べし、而し頑民猥に之を伐採し、行人をして其便を失はしむ。自今路邊の樹木を破損するを禁す。⁽¹⁾

この禁令が發せられてから十五年後の弘仁十二年にも同様の禁令が發せられてゐるから少くとも當時は尙奈良朝以来の施設である果樹並木が栽植されてあり、政府もそれが保護に相當注意を拂つてゐたことが明かである。

〔註〕 (1) 及 (2) 「經濟史研究一一ノ五」濱村氏論考に據る。

これを前記の「延喜式」に現はれた並木及鑿井設置令等を併せ考へれば、王朝時代を通じて果樹の並木が相當長い間に亘つて維持保存せられ重要な交通施設を成してゐたことが推測せられるであらう。

並木として植栽された果樹の種類に就いて斷すべき充分な資料を見出しえないが、瀧川博士が嘗て本誌へ掲載され

た「平安京の街路樹」に於いて、

……日本では桃柿の類が主であつたやうである。史料

日記には治安元年（⁽²⁾一〇二一年）十月晦日、常陸介菅原孝標任果て、歸京の途次、參河國二村山の柿の木の下に宿り、終夜草廬の上に落ちてくる柿の實を拾ふて食つたことが見えてゐるが、この柿の木などは或ひは驛路の兩側に植えられた果樹であつたのかも知れない。⁽¹⁾ と述べて居られるなどは、當時に於ける並木としての果樹を考へる上に、一つの資料とならう。

〔註〕 (1) 「道路の改良」第十五卷第二號。

(2) 中古及近古の並木

王朝時代の果樹並木が何時頃まで續いたかは明かでないが宮廷政府の衰微に伴ひ、並木が枯死しても補植されず、保護も行届かず、王朝時代の交通機構と共に次第にそれも影を失ふに至つたことであらう。中古武家の世となつては、それに關する記録を見出しえない。

中古時代に關しては上古王朝時代のやうに統一的に整備

された交通施設の跡も見出されず隨つて並木等も、諸國に

令して一般的に栽植されたものとも考へられない。けれ共

鎌倉幕府や諸國の豪族共などもそれに關して全く無関心でなかつたことは、柳や梅や山櫻などが並木として路傍に植えられてあつた様子を示す。左に引用する文献等によつても窺はれる。

「東關紀行」

義茂れるさゝ原の中に、あまたふみわけたる道ありて、行末もまよひぬべきに、古武藏の前司泰時道のたよりの輩に仰せて、植ゑおかれたる柳も、いまだ陰とたのむまではなけれども、かつかつまづ道しるべとよれる

もあはれなり。

とが知られよう。

「廻國雜記」

しら川の關のなみ木の山櫻花にゆるすな風のかよひぢ

これは櫻が並木として植えられた例を示すものであり、

次の「爲尹千首」にある和歌などは梅や柳が植えられた事

實を反映する。

名もしるしなみ木の梅の宮居して所々にまじる柳葉

然しこれ等は徳川時代に於ける並木と同じやうに長い距離に亘つて一般に道傍に植えられたものか、又は神社の附近や關所等の特殊の場所へのみ、景色を添へる目的からでも植えられたものであるかに就ては疑問の餘地があらう。

それから織田信長も主なる道路の幅員を擴張して、五、六間とし其兩側に松、柳、櫻等を植えて並木を設置したと傳へられるが(木宮泰彦氏「おもしろい日本歴史の話」)前に述べた一里塚の築設などと共に肯かるべきことであらう。

「話」中古及近古に於ける並木に關する文献は何れも前掲濱村氏論考中に引用せられたるものに負ふ。

並木を設けた目的が王朝時代とは全く異なるものであつたこ

(3) 德川時代の並木

邊に松杉を植多……」と明記せるに徴するも明かである。

並木は、徳川時代以前から設置されてあつたもので、徳川幕府の創始に依るものでない事は、右に述べた所によつても明かであつて近古時代に入つてからも獨り信長などばかりでなく、各地の豪族なども並木の設置に意を用ひたらしい

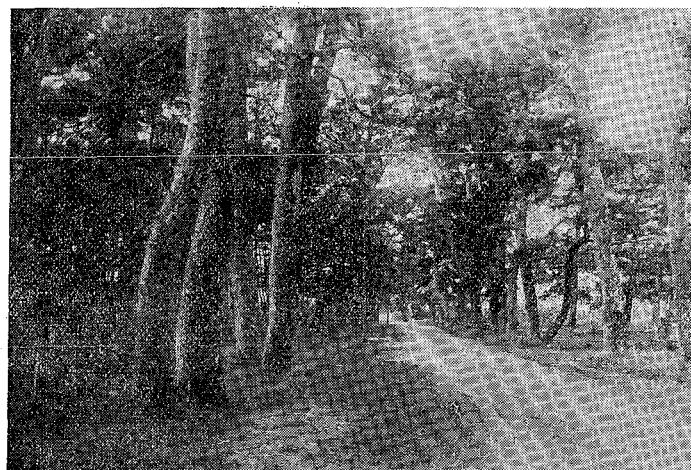
ことは、推定樹齢四、五百年位の松樹が、往古の主要道路であつたと傳へられる地點に現存するのを見ても分る。徳川幕府が全國的に並木を施設したのは前に述べた慶長九年の全国的改修工事を實施したのと時を同じくする。(前文参照)

木並舊村條東郡房安縣葉千
「脇」 檀烟雪湖氏「江戸時代の交通文化」
夏は木影に休らひ、冬は風をよけて旅人に裨益する。(1)
にあつたといふ。

それから三、四年後の慶長十二年には早くも並木保護の觸書が發せられてゐる。

旅人路外を歩行す可らず路傍の樹木に抵觸す可らず。
東海道の並木が殆ど間隙なく連續して植えられてあつたことは前掲せる外國人の紀行文等によつても窺知

その時並木として植えられた樹が松杉であつたことは前掲の慶長見聞記に「……大道の兩
されが全國的には諸街道に未だ植え整へられてゐなかつ



たことは延寶七年（一六七九年）の「並木之松植立之儀」に、

奥州海道筋並木之松にされ候所數多有之由に候間、早々手代遣之爲見分、相應之松木植候様に可被仰付候。

大成木につきかね可申候間、小ぶり成木を植させ可被

申候。但右之松木植候人足扶持、今度は從公儀可被下候とあるによつても知られよう。奥州街道に並木の缺けてゐる場所があつたのでそれを補植させるために發したものであるが、大木を避けて小木を植えさせる方針を指令せるなどは恐らくは從前の經驗に據るものと思はれる。

また「驛遞志稿」に、

寶曆十二年（¹七六年）幕府が其驛家ある路次には五街道以外と雖も盡く舊形により新樹を植え繼ぎ且つ樹根の露出せざる様に路面より三、四間高からしむる様土盛を爲し且つ四境に定杭を建つべく觸書を發した。ことを記してゐるなどは、その後幕府が並木として松を植栽せしめる範囲を五街道以外の驛路にまで擴め且つそれを保護するため施設を命じたことを示すものである。

安永元年（一七七一年）には、

嘗て令知する如く小苗樹を栽植せば旅人輩自ら蹂躪して成長するの期無きに由り、今後は五、六尺以上の苗樹を整列栽樹し之に扶支柱を堅施し……

と令し、あまりに小さな苗樹を植えることを禁じ五、六尺以上のものを植えしめて、それを根付き易からしめるために扶支柱を施すことを觸出してゐる。これ等の瀬繁な觸書によつても幕府が並木を重要な道路附屬物として取扱つた様子の一斑を知り得よう。

〔註〕⁽¹⁾「經濟史研究一一五」濱村氏論考。

幕府が並木の保護に如何に細心の注意を拂つたかは、領主と雖も往還の並木を伐採することを禁じたり、並木に掛けた鳶鳥の巣の取拂ひを命じたり（元祿元年）、並木にからみ付いた鳶かららの除去を觸れたり（享和三年）、野火が並木に累を及ぼすことを避けるがために下草の刈拂を命じたり（寛政元年）したことによつても明かに知られよう。

〔註〕⁽¹⁾「前掲書」

並木の整備又保護に就て幕府の方針は地方や諸藩の施設の上にも反映を示てる。例へば南部藩萬治四年の記録に、

八月十七日盛岡より中山迄の道筋道路脇に植候松枯候趣植掛甚數候はゞ差圖候而爲植可申由、工藤權太夫、

田中久太夫、御歩行矢口庄左衛門御小組中里半九郎、

横濱奎七郎に今日申付、但道狭き所は脇き行ひろげ植

可申候。岩など候而事不_レ成所は其儘差置候様申付候(1)

〔註〕(1)「南部藩林政梗概」

とあるのはその補植整齊に關するものであるが、次に掲記せる寛保四年の記錄は主として保護取締に關するものである。

往還街道之並木松等、古來より心を盡し植立候處、徒もの有_レ之、ようた打或は根堀切候故風折等數多有_レ之候。右等之儀遠方之者は致間敷事に候。尤近年植繼之小松は枝を懸或は引倒候類相見候。以之外不宜敷候條各往還に相應り候支配は、其村肝煎並街道地付は不_レ及_レ申最寄之者度々懸廻の並木之障らせ不_レ申様可仕

候。尤いたづら者見當剪候はじ擲押急度可_レ及_レ披露左候はゞ褒美可_レ申付候、若見遁候歟並木之障候義詫可_レ申付候此旨急度可_レ申渡候。右之趣宜相心得急度可_レ申渡者也(1)

七月十九日

諸御代官

御藏奉行

御山奉行

並木に對する南部藩の取締の峻嚴さは、幕府の取締に更に輪をかけたものである。

惡意を以つて並木に觸れた者を、賞を懸けて誣索し、若し、最寄之者や肝煎が犯人を見遁すか、または、被疑者を吟味した上犯行を認めざる場合には、肝煎及附近之者へ科料を申付ける等の嚴罰主義を以つて臨んでゐる。

〔註〕(1)「南部藩林政梗概」

更に安永年間にても「街道並木松之儀に付左之通心得被_レ仰出この觸書を以つて略同様な趣旨を觸れてゐるし、隨つて

延享年間には延享三年、

尤海道並木植付並植木等之儀前より被仰付候得

共時節惡敷附兼候而は御用立不レ申候間、時節柄相考へ彼岸前とか又は所に寄土地之遲速等も可レ有レ之事に候

間、是等之趣吟命之上能時節植付候様可レ仕候。縱人足

の十人入候處百人入候ても時節宜敷植立之筋念入末々

御用立候様相成候得ば、御百姓共難儀も無レ之苦候間、右之趣宣了簡仕可⁽²⁾申付旨被仰出候條、得其意可⁽¹⁾申候。……

と云つて並木に關する方針を代官御山奉行に示してゐる

即ち、並木補植の時期を指示して、假令多數の人夫を要するともよく根付く時節に植付をなさしめる方針を探り、

並木の整備保存に努めた様子が窺はれる。翌年の延享四年には續いて觸書を發し、

海道並木或は一里塚之木其外居屋敷くね等に有レ之諸

木へからまり申候藤葛之類有レ之候得ば成木の妨にも相成可⁽²⁾申様に思召候間爲剪取候様に被仰出候…

と云ひ、幕府同様に藤葛類の剪除を命じてゐる。

「註」(1)及(2)「前掲書」

幕府や諸藩は並木の維持を圖る必要上、並木敷に關しても屢々觸書を發してゐる。

例へば寶曆十三年に道中奉行が、

並木敷地者土手築立、田畠地境も定杭建之⁽¹⁾

と觸れ、並木敷を荒すことを防止したのであるが如き、

また寛政九年に、

並木敷地は九尺以上に無之候而は風烈之節、根返等も有之。

と觸れて並木の根返りを防止するために並木敷の一一定幅

員を規定してゐるが如き、

定杭紛失之分は、其支配御代官領主地頭之申立打建、

並木敷地缺崩等は修復を加へ、左右田畠用悪水路等元

切添、場所は元形之通可築立候

と令して並木敷の定杭の保持を圖り、その缺崩等の場合に於ける修復の義務を地元民に負はせてゐるが如き、何れ

も其例である。

並木敷と隣接せる耕地との境界が明確を缺く状態に在るに乘じて次第に並木敷を狭める者等があつたり、並木敷に立に入る者が多く並木を損傷する虞があつたりしたがために發せられた觸書であつたことは推測に難くない。それ等の觸書も、既述せる並木自體に關する觸書と共に、幕府の並木に對する態度を知るべき資料であらう。

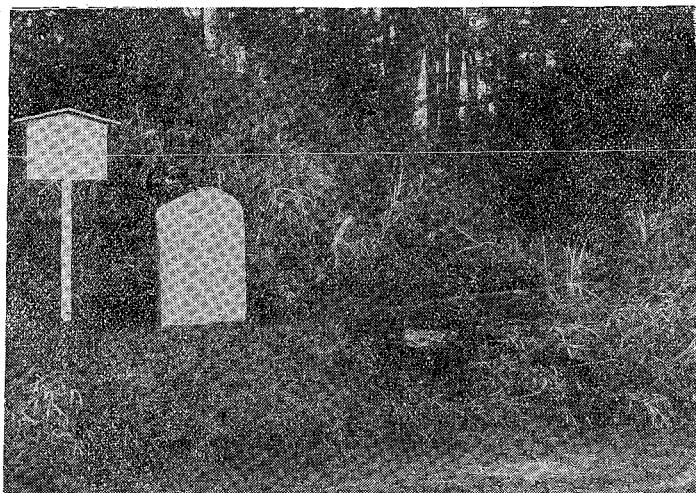
〔触書〕 (1)(2) 及 (3) 「前掲書」

「地方袖中錄」に、

往還の道、其外にも大道あ

らば松杉の類土地相應に植置たるがよし、懸落堀端には柳を指したるがよし。

規定してゐるなどは其の現はれの一端であらう。



(道沿線下木子孫我道縣府)先地町佐布郡飾葛東縣葉千 址塚里一
路道るけ於に代時舊のこは札立及碑石てつあでのもるす存遺物附

(照參事記)。あるあで設施るせ施にめたるす存保を趾遺の物屬附

な道路附屬物として其の栽植及保護維持に努めた幕府の態度は、多くの文献の上に見出されるが、この傳統的方針は、

明治維新の政治的風によつて封建成政の崩壊を見た後まで

も尙遺存してゐる。明治六年七月の「違式註違條令」第八

十六條に「往來の並木及び苗木を徒に害する者」に對する

處罰を規定し、第一百四條で

「往來並木の枝に古草鞋を投掛る者」を處罰すべきことを

斯如く、並木を交通上重要を示す一資料であらう。

徳川時代に於いて、並木が斯如く重要視せられたのは、

當時の交通上の實情に基く。數十里、若しくは數百里の行

程をも、あの封建時代的方法で、多くの日數を費して旅しなければならなかつた當時に在つて、並木が交通上に齎らす效用は、恐らくは、鋪裝道路を自動車で快走する現代人などの一寸想像を許さない程大きなものであつたろう。

盛夏の苦熱を路邊に繁る綠樹の蔭に避けることの有難さを知る徒步旅行者に對しては、並木栽植の目的、または原

因を語ることは寧ろ無用であらう。そして、そうした経験の所有者には、遠く奈良朝の往古から、各時代の爲政者が並木の施設に關心を有し、または力を注いだ所以もよく背かれるであらう(一里塚並木の部完)。

「弱き者よ汝の名は教育者」の事件がある。教育者なるが故に他より責めらるゝことが深刻である。静岡縣下伊豆の某小學校訓導に黒木參次と云ふ一教員が豫て見廻りの依頼を受けた某代議士所有の果樹園に赴き果實の成熟如何を試みる爲めに柿の實三個を取り之を食し居る所を目撃した番人西原某が平生心よからず思つて居つたのか私かに之を駐在所巡査に密告したので巡査も一應同訓導を取調べた所が之が村民間に知れ渡つて意外な騒動を惹起した、あらぬ事でも身が教育者であるが故である弱きものは先生か、

二、まむし論争

栃木縣足利郡の某所でマムシが口から子を産む所を實驗したから之を主張した處何でマムシばかりが口から兒を産むものぢやないと反対する者があつて大激論となつた、つい先日死なれた、石川博士の説明で此マムシ論争は忽ち解決した。石川博士の説明に依ると「母のマムシは子マムシに外敵が近づくと之を保護するために一時子マムシを呑み込んで外敵の危険を防ぎ其危險が去つたと見ると之れを吐き出すので自分の體よりも大きなものを呑む事の出来るマムシとしては子マムシ位呑むのは朝飯前で之こそ母性愛の本能に基くものである」と云ふのであつた。自分の考でのみ事を判断して容易に人の説に耳をかさぬ人間が少なくない此マムシの珍論争の解決を見てナト反省したがよからう。